

別紙 2

中曽根小学校運用方法

中曽根小学校 校長

- ・ 1（1）に記載のある、「定期的」とは毎月10日を示す。また、「臨時的」とは、校長が必要と判断する日とする。
- ・ 2（2）に記載のある、「原則、職員室等の指定の場所のみ」とは、職員室を示す。
- ・ 2（2）に記載のある、「やむを得ず使用する場合」とは、校外学習、宿泊学習に限る。
- ・ 「私的端末等使用許可願」による使用期間は、必要最低限の期間とする。
- ・ 校外行事等で私的端末を使用する場合は、事前に「私的端末等使用許可願」により校長から許可を得る。また、デジタルカメラ等を持ち出す際は、「個人情報持ち出し簿」に記帳する。
- ・ デジタルカメラについては、放送室の所定の場所にあるものを使用する。経年劣化等の理由があるものは私的端末等使用許可願を提出し、使用許可を得る。但し、SDカードについては学校のものを使用する。